

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
6月5日
(金曜日)

目次

告示

- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....一
- 漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課).....二
- 道路の区域の変更(道路整備課).....二
- 道路の供用の開始(道路整備課).....二
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(道路建設課).....二
- 下関都市計画公園事業の認可(都市計画課).....四
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....四
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....四
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五
- 公安委告示
- 警備員指導教育責任者講習の実施.....六



山口県告示第二百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

田万川上ノ原土地改良区 認可年月日 平成二一、五、二七

周東陣ヶ原土地改良区 " " " "

山口県告示第二百三十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関成

一 届出事項

加入区	住 居	発 起 所	人 氏 名	合
萩市西部加入区	萩市三見三四三の二		中村 元次	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
	" " 三〇二の二		中村 和人	山口県漁業協同組合
萩市東部加入区	" " 大井二〇〇九		古谷 良治	
	" " 二八二五の三		小林 五十一	
阿武町加入区	○阿武郡阿武町大字宇田一三〇七の二		波田 力	
	" " " "		水津 幸和	
田万川町加入区	萩市大字下田万三〇二八		山根 和久	
	" " 大字江崎一七六の三〇		仕立 克美	

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
萩市西部加入区	平成二十一年六月五日から同月十九日まで	山口県漁業協同組合
萩市東部加入区	" "	" "
阿武町加入区	" "	" "

田万川町加
入区

山口県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 豊田三隅線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
長門市洪木字八幡四六八の二地先から 同市洪木字西大畑五二二の二地先まで	最狭 一〇・七 最広 五一・六	最狭 一六・五 最広 四四・〇	四四二・〇	四四二・九	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第二百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年六月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
豊田三隅線	長門市洪木字八幡四六八の二地先から 同市洪木字西大畑五二二の二地先まで	平成二十一年六月 六日

山口県告示第二百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、県道妻崎開作小野田線新有帆川大橋（仮称）橋りょう整備工事（下部工第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 県道妻崎開作小野田線新有帆川大橋（仮称）橋りょう整備工事（下部工第一工区）
 - (一) 工事場所 山陽小野田市大字小野田字小野田八ノ割から同市大字東高泊字横土手までの間
 - (二) 工事の概要

構 造	数 量
鋼管矢板基礎張出し式橋脚	一基

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十一年六月四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所
 山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間
 平成二十一年六月五日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十一年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六―二一―三三四五)にすること。

山口県告示第二百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、県道妻崎開作小野田線新有帆川大橋(仮称)橋りょう整備工事(下部工第二工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 県道妻崎開作小野田線新有帆川大橋(仮称)橋りょう整備工事(下部工第二工区)
 - (一) 工事場所 山陽小野田市大字小野田字小野田八ノ割から同市大字東高泊字横土手までの間
 - (二) 工事の概要

構	造	数	量
鋼管矢板基礎張出し式橋脚			三基

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十一年六月四日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(土木一式工事の数値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し

- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十一年六月五日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成二十一年七月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所（電話〇八三六―二一―三三四五）にすること。

山口県告示第二百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、下関都市計画公園事業を次のとおり認可した。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関 成

- 一 施行者の名称
下関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
下関都市計画公園事業五・五・二乃木浜総合公園
- 三 事業施行期間
平成二十一年六月五日から平成二十八年三月三十一日まで
- 四 事業地
下関市乃木浜一丁目及び乃木浜二丁目

山口県告示第二百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三十一条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関 成

一 区域の名称

重安(3)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
美 祢 市	大 嶺 町 北 分	三ノ重安 三ノ重安及 び黍ヶ迫	九一九の一 一一四四の二、一一二二 一の一四四の二、一一二二 の五地内 一一四四の二、一一二二 の五地内	一号 二号
"	"	"	"	三号
"	"	三ノ重安	九九六の三	四号
"	"	五ノ重安	九四〇の一	五号
"	"	三ノ重安	九九四	六号



(一九一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十一年一月十六日山口県公告（二二三）に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年六月五日から同年七月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク慶万店
所在地 周南市慶万町一八三三の一
- 二 意見の概要
騒音の発生に係る事項等について配慮を求める。

(一九二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住所
	山口市西土地改良区	理事	安藤 豊春	山口市深溝一〇九八
	"	"	藤津 雅彦	" 三六三
	"	"	原田 昭雄	" 九九三の一
	"	"	山田 昌治	佐山一五一八
	"	"	山田 一好	" 三二二四の二
	"	"	信永 和明	" 五〇九の二
	"	"	松永 達雄	" 七八四の二
	"	"	益成 灌夫	" 二一〇一
	"	"	杉山 茂雄	江崎四四七の一
	"	"	田中 逸夫	" 一〇一の二
	"	"	長尾 誠	" 一〇二九
	"	"	古林 義弘	" 四二五二の一
	"	"	廣永 研吾	深溝五〇七
	"	"	矢儀 節雄	" 三三七
	"	"	長富 英夫	嘉川一四〇二
	"	"	渡辺 輝男	" 四九五二の六

二 退任した役員

土地改良区の名称

理事の別

氏名

住所

"	山口市西土地改良区	理事	安藤 豊春	山口市深溝一〇九八
"	"	"	藤津 雅彦	" 三六三
"	"	"	原田 昭雄	" 九九三の一
"	"	"	山田 昌治	佐山一五一八
"	"	"	古林 三夫	" 四二六九
"	"	"	岡村 巖	" 三六五九
"	"	"	信永 和明	" 五〇九の二
"	"	"	武田 勝男	" 二九八三
"	"	"	生田 和男	" 一二五七の一
"	"	"	原田 正好	江崎四七七
"	"	"	井上 陽雄	" 一八一
"	"	"	長尾 誠	" 一〇二九
"	"	"	長富 英夫	嘉川一四〇二
"	"	"	矢儀 和久	深溝一七一〇
"	"	"	河端 信之	" 四七八
"	"	"	古林 義弘	江崎四二五二の一
"	"	"	浅川 寛信	" 三二四の二三
"	"	"	藏岡 明弘	佐山二七八九
"	"	"	田邊 隆司	江崎四二六
"	"	"	藤永 幸作	深溝二〇八五

(一九三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年六月五日

山口県知事 二井 閑 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
岩国市南岩国町三丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
岩国市南岩国町一丁目一四番二二号
有限会社東部商事



山口県公安委員会告示第二十五号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十一年六月五日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十一年七月八日（水曜日）から同月十四日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十五日（水曜日）の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十一年七月十三日（月曜日）及び同月十四日（火曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月十五日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会

館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二條第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年國家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年國家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者
オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者
三 受講申込書の受付期間

平成二十一年六月十五日（月曜日）から同月十九日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別様式第一号によること。）

- (二) 二の(一)のアに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第一号警備業務従事証明書」という。)、二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書
- (三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)
- 七 受講手数料
新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 八 講習の実施の委託
講習は、山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。
- 九 その他
この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三―九三三―〇一一〇内線三〇一八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成二十一年六月五日印刷

発行所

山口県知事